

「気づくのは あなたと地域の 心の目」

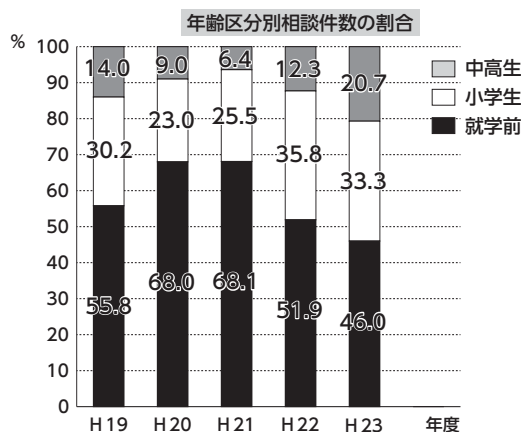
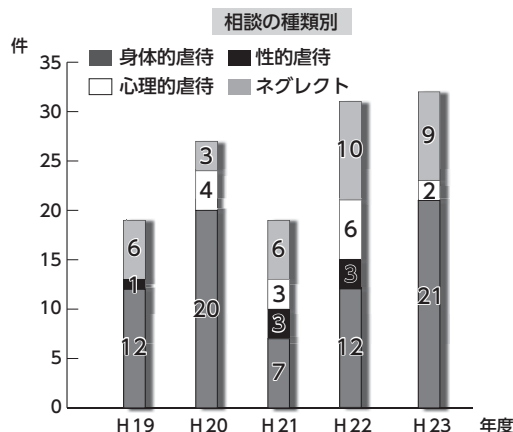


町の児童虐待相談状況は…

昨年度、子ども課で対応した相談件数は87件にのぼり、そのうち「児童虐待相談(疑い含む)」の件数は32件で、家族や役場関係課、児童相談所などの公的機関から相談を受けています。

相談の種類別にみると、身体的虐待が21件、ネグレクト(不適切な養育)が9件、心理的虐待が2件でした。

また、相談を受けた子どもの年齢構成は、未就学児が40件(46%)と最も多く、次に小学生が29件(33%)となっていました。



町の取り組みを紹介します

○要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会

相談業務担当者を中心に、児童虐待やDV問題の支援体制、啓発活動を協議しています。

協議の対象となる子どもは、要保護児童※1もしくは、要支援児童およびその家族または特定妊婦※2で、0～18歳の児童を対象としています。

協議会では警察、児童相談所など、教育・医療・福祉などの関係機関と連携し、より意識を高め、よりよい対応を行うっていくために専門性を高める研修も取り入れています。

今後も、関係機関と連携し、児童虐待などの問題に対する早期発見・早期対応、防止に向けた対策を積極的に進めます。

○オレンジリボン運動

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。

町では、七夕に合わせて、各小学校へ協力依頼し、3年

問い合わせ先

役場子ども課
中央児童相談所
児童相談所全国共通ダイヤル
☎286・3111 内線262
☎381・4451
☎057・0064・000

生の皆さんにオレンジリボンが描かれた短冊に願いごとを記入してもらいました。

毎年11月にはオレンジリボンツリーを役場玄関口に設置し、啓発活動を行っています。

虐待は、一部の特別な人の問題ではなく誰にでも「虐待してしまう」可能性があります。出産・子育ての不安や悩みを一人で抱え込まないで気軽に相談しましょう。

皆さんの気づきが子どもたちを守ります。地域の子どもや家庭の様子が「おかしい」と思ったら、匿名でもかまいませんので、迷わず相談しましょう。

児童虐待に関する詳しい内容は、各世帯に配布されるリーフレット「STOP! 児童虐待」をご覧ください。

※1 保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不適当であると認められる子ども

※2 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や役場子ども課へ連絡・相談ください。